



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F (TEL)06-6210-1270
東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F (TEL)03-3525-8282
HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 会社・法人を設立する際のスケジュールとチェックポイント！

今号は、会社や法人を設立するときの「いつ・どのタイミングで何を決めれば良いの?」「1か月後には事業を始めたいのだけれど間に合う?」「会社の実印っていつのタイミングで作成するの?」「設立したら印鑑証明書はどこで取得するの?」など当事務所に寄せられる代表的なご質問をご紹介します。ぜひご参考ください!

【会社・法人設立の主なスケジュール】

① 会社・法人の基本事項の決定 ※1

商号・名称、本店、目的、資本金、役員（取締役・理事等）といった基本事項を決定します。タスク司法書士法人ではヒアリングシートをお渡しして内容を確認していただいています。

② 司法書士事務所で書類作成、公証役場で定款の事前チェック ※2

ヒアリングシートを基に、司法書士が設立登記に必要な書類を作成します。公証人に作成した定款案の事前チェックを依頼します。

③ 書類への捺印

発起人決定書・就任承諾書・司法書士への委任状などにご捺印いただきます。

④ 公証役場で定款認証 ※2

⑤ 資本金の払込み ※3

発起人代表者（個人又は会社・法人）の口座へ資本金の払込みをしていただきます。

⑥ 設立登記申請 ※4

法務局に登記申請した日が会社・法人の設立日となります!

①～⑥の工程は、早ければ約1週間、平均で2週間程度かかります。
余裕をもって準備されることをおすすめします!



会社・法人の実印を使用して押印する書類があるため、実印はこの時までには作成しておきましょう!



※1 本店はどこに置くことができるの?

- 例1) バーチャルオフィス: 設立登記は可能ですが、銀行口座の開設ができない場合（特にメガバンク）がありますので、口座開設を予定している金融機関に事前にご確認ください。
- 例2) ご自宅: マンションの場合は管理規約をご一読ください。「会社・法人登記不可」と書かれているものが見受けられますので注意が必要です。

※2 定款認証ってなに?

公証人が、その定款が正当な手続により作成されたことを証明することをいいます。株式会社・一般社団法人では必要な手続ですが、合同会社などの持分会社では不要ですので設立登記までの期間短縮が可能です。

※3 資本金と払込みについて ※資本金（出資金）の払込は事後もしくは不要な法人もあります。

資本金は1円以上であればいくらでも構いません（設立にかかる費用と数か月分の運転資金を確保される会社が多いです）。既存の口座を使用してよく、新たな口座開設は不要です。ただし、資本金の額以上の残高がある場合でも払込みが必要です。

※4 設立日について

法務局が閉庁している土曜・日曜・祝日と年末年始は設立できませんのでご注意ください！
ちなみに毎年4月1日（平日のとき）は設立登記が最も多く申請されます。ご家族の誕生日を希望されるケースも多いですよ。

チェックポイント!

設立前、設立後こんな事に気を付けて手続をスムーズに!

◆ 会社の商号・法人の名称は事前に確認を!

登記では使用できない文字や記号があるので必ず確認しましょう。法務省のホームページでも確認できます。

◆ 事業内容によっては設立後すぐに始められないものもある!

飲食店・理美容業・運送業・建設業・リサイクル業など、一定の業種は官公署の許認可が必要となります。どのような事業に許認可が必要になるかは司法書士・行政書士にご相談ください。

◆ 会社・法人の登記事項証明書・印鑑証明書は最寄りの法務局で取得できます!

登記事項証明書・印鑑証明書ともに、設立登記が完了した後に、全国の法務局で取得可能となります。印鑑カードの交付を受けて、法務局にある自動発行請求機を利用すれば誰でも簡単に取得することができますよ!（ただし、印鑑証明書の交付には代表者の生年月日の入力が必要なためお忘れなく）



**タスク司法書士法人・行政書士法人では会社・法人の手続に幅広く対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください!**

次号の予告TOPIC 医療法人の附帯業務